



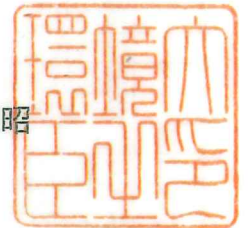
認 定 証

5. (1) に掲げる者 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 6 項の変更の認定を受けた者で
あることを証する。

令和元年 6 月 5 日

環境大臣 原田 義昭



記

1. 認定の年月日 平成 16 年 4 月 23 日

2. 認定番号 第 1 号

3. 産業廃棄物の種類

5. (1) に掲げる者が自ら又は他人に委託して製造した繊維製品（合成繊維又は
合成樹脂を含む）が産業廃棄物となったもの

4. 処理を行う区域

全国